

後期高齢者医療制度の 歯科健診を受けましょう



後期高齢者医療制度の被保険者の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等につなげるため、歯科健診を実施します。

■対象者・・・高知県後期高齢者医療の被保険者の方

*ただし、長期入院中の方、施設等への入所者の方は対象外となります。

- ①前年度75歳年齢到達者(昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの方)と前年度に後期高齢者医療の歯科健診を受診した方には、受診券を事前送付します。
- ② ①以外の方は、お申込みをいただければ受診券を発行します。

■自己負担・・・無料 *健診の結果、治療が必要な場合の治療費は自己負担となります。

■受診回数・・・実施期間内に1回のみ

■受診方法・・・事前に、受診を希望する登録歯科医院にご予約の上、受診して下さい。

■健診実施期間・・・令和元年10月1日～令和2年2月29日(5ヶ月間)

■持って行く物・・・被保険者証、受診券、問診票、入れ歯、お薬手帳など

■健診項目

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ①咀嚼機能評価 (かみ合わせなど) | ②舌、口唇機能評価 (舌および口唇の巧緻性) |
| ③嚥下機能評価 (だ液の飲み込みテストなど) | ④口腔乾燥 |
| ⑤歯の状態 (歯、歯周組織、口腔衛生状態など) | ⑥問診による状況確認 (服薬の状況など) |

■実施機関・・・受診券に同封の実施機関一覧表に記載されている登録歯科医院

■健診結果・・・健診当日、受診した歯科医院で結果説明が行われます。

- ・歯科健診は実施期間内に1回のみ無料の対象となりますので、重複受診の場合は費用を請求させていただきます。
- ・健診結果は、保健指導などに活用いたしますのでご了承ください。

■問い合わせ／長寿支援課 いきいき長寿係 ☎880-6556

不動産公売会 のお知らせ

南国・香南・香美租税債権管理機構、南国市による不動産の合同公売会を開催します。

公売とは、滞納税に充てるために、差し押さえた財産を売却することです。
具体的には、購入を希望される方が公売会場で見積価額以上の金額を入札し、最高金額で入札した方に売却した後に、売却金を滞納税に充てます。
滞納を解消し、行政サービスを支える財源を確保するためにも、多くの方のご参加をお待ちしております。

- ◆日 時 11月12日(火) 受付：13時30分～ 入札：14時～
- ◆入札会場 南国市役所4F 大会議室(南国市大桶甲2301)
- ◆入札に必要なもの
 - ・公売保証金(見積価額の約10%)※現金に限る。入札当日の14時までに納付。
 - ・身分を証明するもの(運転免許証等) ・印鑑(認印)
 - ・代理人の場合は委任状、法人の場合は登記事項証明書、共同入札の場合は共同入札代表者の届出書
 - ・農地の場合、買受適格証明書(農業委員会発行)
- ◆落札後について
 - ・落札した方は、買受代金(落札額から保証金を控除した金額)を11月19日(火)までに納付してください。
 - ・費用負担、住民票等の提出を条件に登記を代行します。
- ◆対象物件について 10月12日(土)の高知新聞の折り込みチラシ又は南国・香南・香美租税債権管理機構のホームページ等にてご確認ください。
- ◆問い合わせ 物件の詳細情報や現地案内については、各物件の執行機関に直接問い合わせください。その他の公売会に関するお問い合わせ等につきましては南国・香南・香美租税債権管理機構まで。 ☎855-6776

INFORMATION

環境課からののお知らせ



●10月の例

日	月	火	水	木	金	土
		1 (第1・火)	2 (第1・水)	3 (第1・木)	4 (第1・金)	5 (第1・土)
6	7 (第1・月)	8 (第2・火)	9 (第2・水)	10 (第2・木)	11 (第2・金)	12 (第2・土)
13	14 (第2・月)	15 (第3・火)	16 (第3・水)	17 (第3・木)	18 (第3・金)	19 (第3・土)
20	21 (第3・月)	22 (第4・火)	23 (第4・水)	24 (第4・木)	25 (第4・金)	26 (第4・土)
27	28 (第4・月)	29	30	31		

自然環境を守ることは、自然環境を守ること
自らの生活を守ることも

地域のお住まいの方々から、ビニール(残飯の入ったもの等)やペットボトル、空き缶、肥料の袋や草刈りした雑草等のゴミが流れてきて、水路が詰まり田畑に流れ込む等、日常生活の支障になっているとの声が寄せられます。

また、舟入川・新川・藻川等、市内各河川の下流の方々からもゴミが流れてくるとの連絡があります。

河川・水路に投棄されたゴミは、投棄した場所からは流されて見えなくなりますが、わたしたちの住む世界から消えて無くなり、下流の地域の方々に多大な迷惑をかけるばかりに留まらず、例えば、悪天候時の排水障害となった場合には、自らの地域に災害をもたらすことにも繋がりがかねません。河川・水路には決してゴミを投棄しないようにしましょう。

ごみ処理施設を見学してみませんか
環境委員連合会では、今年もごみ処理施設の見学を実施します。親子での参加もお待ちしております。

■日時／11月9日(土)
9時30分～13時

10月1日は「浄化槽の日」
浄化槽は、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。

☆浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をきちんと行つて、美しい自然をみんなで守っていきましょう。

☆保守点検は、定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託しましょう。

☆清掃は、年1回以上の実施が義務付けられています。市の許可を受けた業者に依頼しましょう。

■視察先／南国市一般廃棄物最終処分場、田中石灰工業(株)
■集合場所／市役所正面玄関前
■対象者／南国市民および市内勤務者
※小学校3年生以下の児童は、子ども1名につき保護者1名以上の同伴をお願いします
■募集人員／先着25名
■参加費／無料(昼食付き)
■申込方法／電話・FAXで①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号をお知らせください。
■申込締切／10月31日(木)
■申込み・問い合わせ
環境課内
環境委員連合会事務局
☎FAX 863・2700

☆法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているかを確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

■指定検査機関
高知県環境検査センター
☎860・2400

くみ取り料金の改正
10月1日から

し尿および浄化槽汚泥のくみ取り料金を改正します。ご理解とご協力をお願いします。

■一般家庭から収集されるもの
◎90ℓまで／801円
◎90ℓを超える場合／その超える18ℓにつき160円
■事業所から収集されるもの
◎90ℓまで／906円
◎90ℓを超える場合／その超える18ℓにつき181円
■付加手数料／ホースの長さが40mを超える場合は30%、60mを超える場合は50%を加算
※この金額は消費税(10%)を含んだ金額です。

■問い合わせ
環境課施設整備係



■問い合わせ／環境課 ☎880-6557